

# 障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止について

西宮市健康福祉局福祉総括室法人指導課



## 1. 障害者虐待防止法の概要



## 障害者虐待防止法の目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立・社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、

- ・ 障害者に対する虐待の禁止
- ・ 国等の責務
- ・ 障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置
- ・ 養護者に対する支援のための措置等

を定め、障害者虐待の防止・養護者に対する支援等の施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。



## 障害者虐待の定義

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待



## 障害者虐待の定義

### ①養護者による障害者虐待

「養護者」とは・・・

身辺の世話や身体介護、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等。

同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が該当する場合もある。



## 障害者虐待の定義

### ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは・・・

- ・ 障害者福祉施設（障害者支援施設等）
- ・ 障害福祉サービス事業等（相談支援、移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援等を含む）

に係る業務に従事する者。

※従事者が勤務時間外または施設の敷地外で利用者である障害者に行った虐待も含まれる。



## 障害者虐待の定義

### ③使用者による障害者虐待

「使用者」とは・・・

障害者を雇用する事業主等又は事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者。



## 障害者虐待の類型

種類	内容
身体的虐待	・ 障害者の身体に外傷が生じる（生じるおそれのある）暴行を加える ・ 正当な理由なく障害者の身体を拘束する
性的虐待	・ 障害者にわいせつな行為をする（させる）
心理的虐待	・ 障害者に対する著しい暴言（拒絶的な対応）、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行う
放棄・放置	・ 障害者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、上記虐待の行為と同様の行為の放置等
経済的虐待	・ 障害者から不当に財産上の利益を得る

障害者虐待は、刑事罰の対象となる場合があります。



## 障害者虐待の具体例

### ◆ 身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、物を投げつける
- ・ 身体的苦痛や病状悪化を招く行為の強要
- ・ 無理に食事を食べさせる、飲み物を飲ませる
- ・ 正当な理由のない身体拘束



## 障害者虐待の具体例

### ◆ 性的虐待

- ・ キス、性器等への接触、性交、性的行為の強要
- ・ わいせつな言葉を発する、会話をする
- ・ 性的な話をさせる、聞かせる
- ・ わいせつな写真や映像を見せる
- ・ わいせつ行為を撮影する、人に見せる
- ・ 更衣やトイレ等をのぞき見する、撮影する
- ・ 半裸や下着姿のまま放置する
- ・ 排せつやおむつ交換時に周囲に見えないように配慮しない



## 障害者虐待の具体例

### ◆心理的虐待

- ・怒鳴る、罵る、脅す、威圧的な態度を取る、暴言を発する
- ・日常的にからかう、子ども扱いする
- ・排泄の失敗などを大声で話す
- ・話しかけ等を無視する、精神的に孤立させる
- ・本人や家族の悪口を言う（他人へ言うことも含む）
- ・大切にしている物を乱暴に扱う、捨てる
- ・本人の意思に反した異性介助



## 障害者虐待の具体例

### ◆放棄・放置

- ・入浴、排泄の介助をしない
- ・髪、ひげ、爪が伸び放題、汚れた服を着せている
- ・床ずれが発生（体位調整や栄養管理を怠る）
- ・劣悪な室内（環境）に長時間放置する
- ・必要な医療等を受けさせない
- ・必要な用具の使用を限定し、行動等を制限する
- ・他の利用者に暴力を振るう者への対策を講じない
- ・その他職務上の義務を著しく怠る



## 障害者虐待の具体例

### ◆ 経済的虐待

- 金銭等の着服、窃盗等（無断で使う、処分する、流用する等）
- 財産（不動産等を含む）を無断で売却、運用する
- 年金や賃金を管理して渡さない、預貯金等を無断で使用する
- 事業所や法人に金銭等を寄付するよう強要する
- 財産を本人が知らない支払い等に充てる
- （職員の立場を利用する等して）金銭を借りる
- 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す
- 日常的に使用するお金を不当に制限する



## 2. 身体的拘束について



## 身体的拘束の具体例

- ・車いすやベッド等に縛り付ける
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する 等



緊急やむを得ない場合を除き行ってはならない



## やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

要件	内容
①切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が <u>危険にさらされる可能性が著しく高い</u> こと。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に <u>代替する方法がない</u> こと。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が <u>一時的である</u> こと。



## やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

### ①組織による決定と個別支援計画への記載

※個別支援会議等で慎重に検討し、決定する必要あり

### ②本人・家族への十分な説明

### ③必要な事項の記録

※必要な記録がされていない場合は、

身体拘束廃止未実施減算（5単位/日）

の対象となる。

※令和5年度以降は、身体拘束廃止委員会の定期開催や、指針の整備、研修の実施が出来ていない場合も減算対象になります。



## 3. 障害者虐待の通報について



## 障害者虐待に関する通報義務

施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者の発見者は、

速やかに市町村に通報しなければならない。

(障害者虐待防止法第16条)



## 通報者の保護

障害者福祉施設従事者等は、

通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(障害者虐待防止法第16条)



## 障害者虐待の通報後の対応について

虐待通報を受けた場合や、苦情及び事故報告の内容等から虐待調査の必要があると判断された場合、市町村・都道府県による調査が実施されます

→ 市町村・都道府県が、虐待事実の有無の認定を行います。

※市町村等が行う立ち入り調査に対し、虚偽報告等をした場合の罰則規定あり。

障害者虐待が起きてしまった場合の対応は、

**「隠さない」「嘘をつかない」**こと

管理者等が日頃から誠実な対応を心がけ、職員等に示してください。



## 4. 障害者虐待を防止するために



## 虐待を防止するために

- (1) 運営基準の改正
- (2) 運営規程への定めと職員への周知
- (3) 虐待防止委員会を設置する等の体制整備
- (4) 倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底
- (5) 人権意識、知識や技術向上のための研修
- (6) 日常的な支援場面等の把握
- (7) 風通しの良い職場づくり
- (8) 虐待防止のための具体的な環境整備



## (1) 運営基準の改正

令和3年度の運営基準の改正により、虐待の防止及び身体拘束等の適正化に関する以下の取組みを行うことが、令和4年4月から義務化されている。

### 【虐待の防止】

- ①虐待防止委員会の開催  
定期的に（年1回以上）開催し、検討結果を従業員に対し周知徹底をはかること。
- ②虐待防止に関する研修  
虐待防止研修を定期的に（年1回以上、及び新規採用時）実施すること。
- ③虐待防止のための責任者の設置  
①、②を適切に実施するための担当者を配置すること。

※上記に加えて、虐待防止のための指針を作成することが望ましい。

### 【身体拘束等の適正化】

- ①身体拘束適正化検討委員会の開催  
定期的に（年1回以上）開催し、検討結果を従業員に対し周知徹底をはかること。
- ②身体拘束等適正化指針の整備  
事業所において身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③身体拘束等適正化に関する研修  
身体拘束等適正化研修を定期的に（年1回以上、及び新規採用時）実施すること。

※相談系サービス事業所は除く。



## (1) 運営基準の改正（虐待防止）

### 令和3年度報酬改定における障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

#### 【現 行】

- ① 従業者への**研修実施（努力義務）**
- ② 虐待の防止等のための**責任者の設置（努力義務）**

#### 【見直し後】

- ① 従業者への**研修実施（義務化）**
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者の設置（義務化）**

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取組を提示予定。

#### 【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ③委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない



## (1) 運営基準の改正（身体拘束等適正化）

### 身体拘束等の適正化の推進

○ 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

○ 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

#### 運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

#### 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

2



## (2) 運営規程への定めと職員への周知

事業所の運営規程に、「虐待防止のための措置に関する事項」を定めておかなければならない。

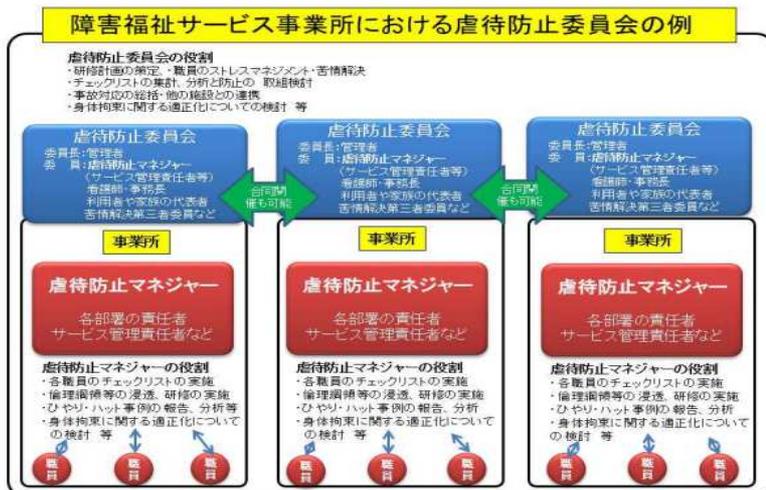
〈虐待防止のための措置に関する事項〉

- ・虐待の防止に関する責任者の選定
- ・成年後見制度の利用支援（障害児通所支援除く）
- ・苦情解決体制の整備
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ・虐待防止委員会の設置等に関すること 等



## (3) 虐待防止委員会を設置する等の体制整備

(虐待防止の組織図の例)



### (3) 虐待防止委員会を設置する等の体制整備

#### 【虐待防止委員会の構成】

- ・ 委員長（管理者等）
- ・ 虐待防止マネジャー（虐待防止担当者）
  - 各事業所等で虐待防止のリーダーになる職員
  - サービス管理責任者
  - サービス提供責任者
  - 児童発達支援管理責任者 等
- ・ 虐待防止委員（その他の職員）
- ・ 利用者やその家族
- ・ 苦情解決の仕組みで設置されている第三者委員 等

※管理者、虐待防止担当者が参画していれば、開催人数は問わない。



### (3) 虐待防止委員会を設置する等の体制整備

#### 【虐待防止委員会の役割】

- ・ 虐待防止のための計画づくり
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング
- ・ 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

#### 【虐待防止委員会の開催】

- ・ **少なくとも年1回以上開催**
- ・ 身体拘束等適正化検討委員会と一体的に開催することも可

#### 【虐待防止委員会の結果の周知】

- ・ **委員会での検討結果を従業者に周知徹底する**



## (4) 倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底

- ・虐待防止のための倫理綱領・行動指針等の制定
- ・「虐待防止マニュアル」の作成
- ・「権利侵害防止の掲示物」の掲示等による職員への周知徹底

※記載例については「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和4年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室作成）を参照してください。



## (5) 人権意識、知識や技術向上のための研修

### 【研修の種類】

- ①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ②職員のメンタルヘルスの研修
- ③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修
- ④事例検討
- ⑤利用者や家族等を対象にした研修

### 【虐待防止研修の実施】

- ・ **少なくとも年1回以上、及び新規採用時には必ず実施**



## (6) 日常的な支援場面等の把握

### 【管理者による現場の把握】

・管理職が現場に直接足を運び、支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握しておくことが必要。

### 【性的虐待防止の取組】

・職員採用時に支援の現場に試しに入ってもらい、気になる行動がないか確認する、勤務シフトや業務分担の工夫等により可能な限り同性介助ができる体制を整える、勤務中のスマートフォンの携行を禁止して不当な撮影を防止する等の対策が考えられる。

### 【経済的虐待防止の取組】

・預金通帳と印鑑を別々に保管する、複数人で常に確認できる体制で出納事務を行う、預かり財産の抜き打ち検査を行う等の対策が考えられる。



## (7) 風通しの良い職場づくり

- ・支援に当たっての悩みや苦勞を職員が日頃から相談できる体制を整備する。
- ・職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制を整備する。
- ・職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげる。

### 【参考】

### 「5分でできる職場のストレスセルフチェック」

<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/index.html>

※働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳（厚生労働省）



## (8) 虐待防止のための具体的な環境整備

- ・ 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用
- ・ 苦情解決制度の利用
- ・ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用
- ・ ボランティアや実習生の受入れと地域との交流



## 5. 西宮市の虐待通報窓口



## 西宮市の虐待通報窓口

### 西宮市障害者虐待防止センター

【平日の日中（午前8時45分～午後5時30分）のみ受付】

○西宮市生活支援課

電話：0798-35-3130 ファックス：0798-35-5304

【24時間受付（夜間・休日のファックスは受信のみ）】

○西宮市障害者虐待ホットライン

電話：0798-35-2787 ファックス：0798-34-5858



## 6. 参考資料



## 参考資料

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）厚生労働省 令和4年4月

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

- 【別冊】職場内虐待防止研修用冊子

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

- わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>

※いずれも厚生労働省作成



## 西宮市ホームページ

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について（ページ番号：94288419）

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/fukushiservice/20220311110833178.html>

### 【掲載内容】

- 1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは
- 2 虐待の種類と内容について
- 3 身体拘束について
- 4 障害者福祉施設が取り組むべき措置
- 5 障害者虐待に関する通報・相談窓口
- 6 関係資料



ご清聴ありがとうございました。

